⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和元・２・３年度（平成31・32・33年度）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における資格の種類「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く）でないこと。

⑸　農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑹　農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。

３　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305―8642 茨城県つくば市観音台２―１―12（機構共用棟）　農研機構本部総務部つくば管理センター調達チーム　近藤　年春
電話029―838―7195
Mail kouhey@affrc.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　令和元年10月11日午後２時00分　農研機構本部つくば管理センター入札室兼講義室（茨城県つくば市観音台２―１―12（機構共用棟２Ｆ））

⑷　競争参加資格を有することを証明する書類（以下「申請書等」という。）及び提案書等の提出期限　令和元年11月20日午後５時00分

⑸　郵送による場合の入札書の受領期限　令和元年12月12日午後５時00分（必着）

⑹　入札（開札）の日時及び場所　令和元年12月13日午後２時00分　農研機構本部つくば管理センター入札室兼講義室（茨城県つくば市観音台２―１―12（機構共用棟２Ｆ））

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、上記３⑷に示す提出期限までに申請書等を提出し、経理責任者から競争参加資格の確認を受けなければならない。また、郵便等による入札にあたっては、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　経理責任者より本件にかかる競争参加資格の確認を受けて入札書を提出した入札者であって、実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、経理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる競争参加資格を有していない者も上記３⑷により申請書等を提出することが出来るが、競争に参加するためには、開札の時において、当該有資格者であり、なおかつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無。

⑼　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Miyamoto, Director-General of the General Affairs Department, Headquarters of National Agriculture and Food Research Organization (NARO)

⑵　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Construction of high performance computer system for AI research and rental, maintenance and operation support, 1 set

⑷　Lease period : From 1 May, 2020 through 30 April, 2025

⑸　Fulfillment Place : described in the specification

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 8 Cabinet Order concerning the Contract for NARO
②　not come under Article 9 Cabinet Order concerning the Contract for NARO
③　have grade A, B, C or D “provision of services” in terms of the qualification for participating in tenders by NARO (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
④　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract

⑺　Time limit for Application for confirmation of qualification participating in tender and proposal submission : 5 : 00 PM 20 November, 2019

⑻　Time limit for tender (Mailing) : 5 : 00 PM 12 December, 2019

⑼　Time limit for tender (Bringing) : 2 : 00 PM 13 December, 2019

⑽　Contact point for the notice : Toshiharu Kondo, Supply Team, Tsukuba Equipment and Supplies Center, Department of General Administration, Headquarters, NARO. 2―1―12 Kannondai Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305―8642 Japan. TEL 029―838―7195, Mail kouhey@affrc.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月１日

独立行政法人工業所有権情報・研修館
契約担当職理事長　久保　浩三

◎調達機関番号　542　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　イメージマッチング技術を利用した画像デザイン意匠公報検索支援ツール運用サービス　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び調達仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結日から令和７年１月31日まで。

⑸　履行場所　調達仕様書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領（以下「要領」という。）第８条の規定に該当しない者であること。